

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香川県知事から財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

香川県監査委員 白鳥 一雄
 同 武田 宏之
 同 鏡原 慎一郎
 同 城本 宏

1 監査対象年度 令和6年度

2 措置の状況

団体名	監査の結果		措置の状況
学校法人 誠学園	指導注意事項	現に保有する郵便切手の枚数と郵便切手受払簿に登記された保有枚数に相違があった。出納の都度、適正な管理が必要である。	監査後、郵便切手受払簿の様式を改正し、切手受払を管理する担当者を決めるとともに、月末に2名で残枚数を確認することとした。
	指導注意事項	収納した現金について、経理規程で定める期間内に銀行へ預け入れていないものがあった。	監査後、収納した現金は経理規程で定める期間内に銀行へ預け入れることとした。
	指導注意事項	契約金額が300万円を超える固定資産の取得及び更新について、契約書が作成されていないものがあった。	今後、300万円を超える固定資産取得の案件が発生した場合は、規定どおり必ず契約書を作成するものとする。
公益財団法人 香川県身体障害者団体連合会	指導注意事項	現金出納簿の登記漏れ等の不備があった。	速やかに現金出納簿の追記及び修正を行った。今後、現金出納簿について支払何等関係書類と突合し、登記漏れや記載誤りがないか確認を徹底する。
公益財団法人 香川県生活衛生営業指導センター	指導注意事項	領収書と現金出納簿で日付が異なるものがあったため、出納責任者による現金残金と現金出納簿の照合を徹底する必要がある。	今後は、出納責任者による現金残金と現金出納簿の照合を徹底するよう職員に周知した。
公益財団法人 香川県児童・青少年健全育成事業団	指導注意事項	現に保有する郵便切手の額が、物品出納調書（郵便切手）に登記された保管額よりも多かった。	監査後、物品出納調書（郵便切手）の修正を行った。今後は、物品出納調書（郵便切手）について、出納金額及び保管金額を複数名で確認することとした。
	指導注意事項	資金前渡金により支払をした経費について、精算の際に領収	監査後、資金前渡金により支払をした経費について、精算の際に

		書等証拠書類を添付していないものが散見された。	領収書等証拠書類を添付するよう、全職員に周知した。
	指導注意事項	財産目録の現金と現金出納簿の残高が一致していなかった。現金については、会計規程に基づき厳正に取り扱う必要がある。	現金出納簿への記載漏れがあったため、直ちに現金出納簿に記載を行うとともに、会計規程に基づく取扱いの再確認を行った。
一般財団法人かがわ県産品振興機構	指導注意事項	売掛金について、売上代金収納後に仕訳処理されているものが散見された。	売掛金については、売上げが発生した時点で仕訳処理を行うよう職員への周知を徹底し、適正に処理することとした。
高松空港振興期成会	指導注意事項	令和元年度に実施した監査の検討指示事項において、「会計事務処理について、令和2年度から複式簿記を採用し、公益法人会計基準に準じた財務諸表を作成する。」と措置を講じた旨の通知をしたにもかかわらず作成されていなかった。 当該通知にあったとおり複式簿記を採用し、公益法人会計基準に準じた財務諸表を作成の上、監事の監査を受けて理事会の承認を得る必要がある。また、高松空港振興期成会規約第13条についても、複式簿記に沿うよう見直す必要がある。	会計事務処理について、令和9年度から複式簿記を採用できるよう、令和8年度中に公益法人会計基準に準じた財務諸表を作成できるソフトの導入や高松空港振興期成会規約第13条の改正を行う。 また、複式簿記採用後は、公益法人会計基準に準じた財務諸表を作成の上、監事の監査を受けて理事会の承認を得るよう対応する。
公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター	指導注意事項	支払金額・支払方法等に誤りがないことを確認できる書類の添付がないにもかかわらず、支払決定をして、支払額が過大になっているものがあつた。	今後は、支払金額・支払方法等に誤りがないことを確認できる書類の添付を徹底し、内容について十分審査の上、支払決定を行う。